

令和5年12月15日
中部地方整備局

公契約関係競売等妨害に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名 : 株式会社 小野組
業者の住所 : 新潟県胎内市西栄町2番23号
- 指名停止措置期間 : 令和5年12月15日から令和6年1月14日まで(1ヵ月)
- 指名停止措置の範囲 : 中部地方整備局管内

4. 事 実 概 要

新潟県新発田地域振興局発注の「平木田柳原地区取水工第1次工事」の入札に関して、同振興局元農村整備部長が(株)岩村組の顧問に漏洩した情報を元に、(株)西奈美組が落札するよう入札価格を調整し、公正な入札を妨害したとして、令和5年10月11日、公契約関係競売入札妨害容疑で(株)岩村組の顧問が逮捕されたほか、(株)小野組の元常務取締役と(株)西奈美組の代表取締役、(株)延本建設の専務取締役が同容疑で逮捕された。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である(株)小野組の元常務取締役が、公契約関係競売等妨害の疑いで逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等措置要領別表第2第8号口」に該当する。
よって、本件の指名停止期間は、1ヵ月とする。

<指名停止措置要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人(使用人においてはイに掲げる場合に限る。)が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12号に掲げる場合を除く。) イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員 <u>ロ 当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員</u>	逮捕又は公訴を知った日から 2ヵ月以上12ヵ月以内 <u>1ヵ月以上12ヵ月以内</u>

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先 総務部 契約課長 早川 保弘
課長補佐 岡崎 友紀 電話番号(052)953-8138